

付属書五

サービス貿易アリーハーベスト部門 及び開放措置に適用するサービス提供者の定義

双方は、「海峽兩岸經濟協力枠組協定」付属書四（以下「付属書四」と称す）に記載し、かつ、各自が世界貿易機構に承諾した内容を超えたサービス部門及び開放措置に定めた適用のサービス提供者の定義¹は下記通りのことに同意した。

一、サービス貿易アリーハーベスト部門及び開放措置に適用するサービス提供者は、相手方のためにサービスを提供する一方の自然人又は法人を指す²。

（一）「一方の自然人」は、兩岸（台湾と大陸）いずれの一方の身分証明書を有する自然人を指す。

（二）「一方の法人」は、兩岸いずれの一方の関係規定に基づいて、当該一方に設立した実体組織を指す。会社、信託、共同経営、合資、独資又は協会（商会）等を含む。

二、いずれの一方の法人のサービス提供者は、下記の条件を同時に具備しなければならない：

（一）当該一方において提供するサービスの性質と範囲は、相手方定業使用とするサービスの性質と範囲³を含まなければならない。

（二）当該一方において従事している実質的な商業経営は、下記の規定に合致しなければならない。

1. 当該一方が相手方において提供しようとするサービスの性質及び範囲と同様な商業経営を、3年以上連続して経営している⁴。そのうち：

銀行及びその他の金融（証券、先物と保険を除く）サービスに従事するいずれの一方の銀行機構は、当該一方で銀行業監督管理機構により営業許可を取得し、並びに登録又は設立登記をし、かつ、商業経営を5年以上連続して従事していなければならない。証券、先物及びその関係サービスに従事するいずれの一方の証券・先物

¹ 商業拠点でサービスを提供するサービス提供者のみに適用する。

² いずれの一方で登記している支店、事務所、連絡所及びその他非法人機構を除く。

³ 台湾方面の医療サービス提供者を例として、（1）法人医療機構、（2）医療機構の設立者、（3）医療機構が設置した特定目的の会社。

⁴ 台湾方面の医療サービス提供者を例として、注釈3に規定した医療機構は本項の規定に合致しなければならない。

会社は、当該一方で証券・先物監督管理機構により営業許可を取得し、並びに登録又は設立登記をし、かつ、商業経営を5年以上連続して従事していなければならない。

保険及びその関係サービスに従事するいずれの一方の保険会社は、当該一方で保険業監督管理機構により営業許可を取得し、並びに登録又は設立登記をし、かつ、商業経営を5年以上連続して従事していなければならない。

2. 当該一方で営業所得税を納付すること。

3. 当該一方で営業所を所有し、又は賃借していること。

三、いずれの一方のサービス提供者が付属書四に記載し、かつ、世界貿易機構に承諾した内容以外の優遇を享有するため、下記の規定に基づいて当該一方の業務主管部門又はその委託機構に書類・資料を提出して「サービス提供者証明書」を申請する。

(一) いずれの一方の自然人サービス提供者は身分証明書類、及び業務主管部門又はその委託機構が提供の必要を認めたその他の書類・資料を提出しなければならない。

(二) いずれの一方の法人サービス提供者は下記の書類・資料を提供しなければならない：

1. 登録・登記証明書の写し。
2. 直近3年間、又は5年間の納税証明書の写し。
3. 直近3年間、又は5年間の会計士認証済み財務報告表。
4. 営業所を所有し、又は賃借している証明書類、又はその写し。
5. その他提供するサービス性質及び範囲を証明できる書類又はその写し。
6. 業務主管部門又はその委託機構が提供の必要を認めたその他の書類・資料。

四、いずれの一方のサービス提供者が本付属書第三項の規定に基づいて関係書類、資料を提供し、業務主管部門又はその委託機構が本付属書の規定に符合すれば、当該サービス提供者にサービス提供者証明書を発行する。

五、いずれの一方のサービス提供者が相手方において、付属書四に記載し、並びに世界貿易機構に承諾した内容以外のサービスの提供を申請するとき、相手方の関係業務主管部門に有効のサービス提供者証明書、及び当該申請に関わるサービス部門が規定した書類、資料を提出しなければならない。

六、既に相手方でサービスを提供しているいずれの一方のサービス提供者は、本付属書の関係規定に基づいてサービス提供者証明書を申請取得するこ

とによって、付属書四に記載し、かつ、世界貿易機構に承諾した内容以外の優遇を享有する。

THY